

タイ、新移転価格税法を公布

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2018年11月21日、タイの移転価格法が官報において公布されました。2019年1月1日以降に開始される会計年度より適用されます。

新移転価格税法の主な特徴は、以下の通りです。

- 1) 新移転価格税法の発効により、歳入法に第35条の3、第71条の2及び第71条の3が追加される。
- 2) 歳入法第71条の2により、第65条に従う法人所得税の計算目的において、関連者間取引に係る追加的な収益及び(もしくは)費用を更正する権限、又は第70条もしくは第70条の2に基づく課税所得を修正する権限が税務当局に与えられる。
- 3) 歳入法第71条の2は関連者の定義を、以下の関係を有する複数の法人であるとしている。
 - a) 一法人が、他法人の資本の50%以上を直接又は間接に所有している。
 - b) 同一の株主が、複数の法人の資本の50%以上を直接又は間接に所有している。
 - c) 複数の法人が、省令に定義される、資本もしくは経営への参加、又は他法人の支配を通じた従属関係にある。
- 4) 二重課税の影響を緩和するため、歳入法第71条の2に基づく移転価格更正の結果として税金の過払を行った納税者は、更正通知書の受領から60日以内、又は納税申告書の提出期限から3年以内に還付申請書を提出する権利を有する。

- 5) 歳入法第71条の3によれば、会計期間中の関連者間取引の有無又は関係の長短にかかわらず、第71条の2に定義される関連者は、以下を行わなければならない。
- a) 規定の様式に従い、関連者間の関係の内容を示し、かつ、各会計年度における関連者間取引の価額を開示する報告書を作成する。及び、
 - b) 係る報告書を歳入法第69条に規定される期限内(会計期間末日から150日以内)に提出する。
 - c) 歳入法第71条の3に基づく報告書の提出日から5年以内に、歳入局長官の承認を受けた税務当局は、関連者間取引の分析に必要な追加的書類又は証拠を要求する権限を有する。納税者は、書類要求の書状の受領から60日以内に追加的書類を提出しなければならない。
- d) 必要な状況においては、納税者は書類要求の書状の受領日から60日である提出期限を、120日に延長することを歳入局長官に要請することができる。納税者が係る書状を受領するのが初めてである場合、180日の延長要請をする資格を有する。
- e) 年間収益が2億タイバーツ未満である納税者は、歳入法第71条の3に基づく報告書の作成及び提出を免除される。
- f) 納税者が正当な理由なく、歳入法第71条の3により要求される報告書を提出しなかった場合、又は不完全/不正確な文書を提出した場合、歳入法第35条の3に基づき、20万タイバーツ以下の罰金が科される。
- さらなる措置が関連する財務省令において規定されますが、現時点では未だ公表されていません。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎 パートナー ichiro.suto@jp.ey.com

EYタイ

古瀬 裕久 アソシエートパートナー hirohisa.furuse@th.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181206

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp